

## 千葉県外国人重度心身障害者福祉給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害基礎年金等を受けることができない重度心身障害者たる外国人に対し、重度心身障害者福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、その生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害基礎年金等 国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する障害基礎年金、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する障害年金、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する障害厚生年金、昭和60年改正法第2条の規定による改正前の厚生年金保険法に規定する障害年金及び法律によって組織された共済組合の支給する障害共済年金その他国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第28条に規定する障害を支給事由とする年金給付をいう。
- (2) 重度心身障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる等級が1級若しくは2級に該当するもの又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）により、障害の程度がAの記載のある療育手帳の交付を受けた者をいう。
- (3) 公的年金 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金給付又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の9に規定する年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。
- (4) 外国人 日本の国籍を有しない者をいう。
- (5) 初診日 障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

### (支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、本市に住民登録（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳への記載をいう。以下同じ。）

をしているものであって、障害基礎年金等の受給資格がないもののうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 昭和37年1月1日以前に生まれた重度心身障害者のうち、昭和57年1月1日前に重度心身障害者であった外国人又は同日以降に重度心身障害者となったがその初診日が同日前の外国人
  - (2) 昭和22年1月1日以前に生まれた者のうち、昭和57年1月1日から昭和61年3月31日までの間に重度心身障害者となった外国人又は昭和61年4月1日以降重度心身障害者となったがその初診日が同日前の外国人
- 2 前項の規定は、昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得した者について準用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、初診日において日本国内に住所を有していなかった者は支給対象者としなない。

(支給制限)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を支給しないものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。
- (2) 公的年金を受給しているとき。ただし、その年金額が432,000円(年金額を12で除して得た額が36,000円)未満の場合を除く。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、月額36,000円とする。ただし、公的年金受給者であって、その年金額を12で除して得た額が36,000円未満である者にあつては、

36,000円から当該公的年金の額を控除した額を支給する。

(支給申請等)

第6条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、重度心身障害者福祉給付金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に公的年金未受給状況等申立書(様式第2号)及び必要書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 給付金の支給決定を受けた者は、毎年5月31日までに現況届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(給付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請があつた場合において、給付金の支給を決定したときは重度心身障害者福祉給付金支給決定通知書(様式第4

号)により、給付金の不支給を決定したときは重度心身障害者福祉給付金不支給決定通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(給付期間及び支給期月)

第8条 給付金の支給は、第6条第1項の申請があった日の属する月の翌月から始め、給付金の受給権が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、8月、12月、4月の3期にそれぞれの前月分までを支払う。

(届出)

第9条 受給者又は受給者と生計を一にする者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに重度心身障害者福祉給付金資格要件変更届(様式第6号。以下「変更届」という。)により、市長に届け出なければならない。

(1) 第11条第1号、第2号又は第3号に該当し、受給資格が消滅したとき。

(2) 住所又は氏名を変更したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公的年金又は生活保護の受給状況に変更があったとき。

(支給停止等)

第10条 市長は、受給者が第6条第2項の現況届を提出しないときは、当該年の4月分から給付金の支給を停止する。

2 支給を停止するとき又は停止を解除するときについては、重度心身障害者福祉給付金支給停止(解除)通知書(様式第7号)により受給者に通知する。

(受給権の消滅)

第11条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を受給する権利は消滅するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 第4条の規定に該当することとなったとき。

(4) 第6条第2項の現況届を当該年度末までに提出しないとき。

(給付金の返還)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受給者に対し支給した給付金の一部又は全部の返還を請求するものとする。

- (1) 重複して給付金を受給したとき。
- (2) 前条による受給権の消滅以後に給付金を受給したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、給付金を受給したとき。

(未支給金の請求)

第13条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付金で、未だその者に支給していないもの(以下「未支給金」という。)があるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を一にしていた者は、自己の名で未支給金を請求することができる。

- 2 未支給金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序とする。
- 3 未支給金を受けるべき同順位者が二人以上いるときは、その一人が行った請求は、全員のためその全額について行ったものとみなし、その一人に対して行った支給は、全員に対して行ったものとみなす。
- 4 未支給金の請求を受けようとする者は、未支給金請求書(様式第8号)を市長に提出することにより行うものとする。

(譲渡等の禁止)

第14条 給付金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 第8条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までに申請のあった者で、申請の日において第3条に規定する支給の要件を満たすものについては、その者が同条の要件を最初に満たすこととなった日(その日が平成7年4月1日以前の場合にあっては同日の前日とする。)を申請があった日とみなし、同項の規定を適用する。
- 3 第8条第2項の規定にかかわらず、平成7年における給付金の支給については、同年8月の支給期には給付金の支給を行わず、同年12月の支給期に、同年4月分から同年11月分までを支給するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。